

## 《改正後溶込》

### 魚沼地区障害福祉組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例

昭和42年12月25日

条例第6号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第35条の規定に基づき、職務に専念する義務の特例に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第2条 職員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ任命権者又はその委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

- (1) 研修を受ける場合
- (2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合
- (3) 妊娠中の女性職員が、その者の業務により母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合
- (4) 職務上その地位を兼ねることが特に必要と認められる団体等の地位を兼ね、その地位に属する事務を行う場合
- (5) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第46条の規定により勤務条件に関する措置の要求をし、若しくは同法第49条の2第1項の規定により不利益処分について審査請求をする場合又はこれらの審理に当事者として出頭する場合
- (6) 公務災害補償の決定について審査請求をする場合又は審査請求人が審査に出頭する場合
- (7) 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合
- (8) 労働組合法(昭和24年法律第174号)第7条第3号ただし書の規定により、協議又は交渉を行う場合
- (9) その他任命権者が定める場合

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成10年3月20日条例第8号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月25日条例第11号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の魚沼地区障害福祉組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例によって行った手続その他の行為は、この条例によって行ったものとみなす。

附 則(平成28年3月23日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。